

会告

台風 19 号等によって被災した会員への会費減免措置について

一般社団法人日本応用地質学会

会長 脇坂安彦

台風 19 号等によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興されることを願っております。

さて、本会では令和元年 6 月 21 日に開催いたしました定時社員総会の第 2 号議案にて、次のように定款第 7 条の改正が行われました。

「(会 費)

第 7 条 会員は社員総会に於いて定める会費を納めなければならない。但し名誉会員は会費を納める事を要しない。

②会費は前納とし、既納会費は原則返還しない。

③会員が次の各号の一に該当する場合、理事会が別に定める規則に従い次年度会費を減免することができる。

一 出産、育児休暇の取得

二 その他、理事会が適当と認めるもの」

この定款の改正を受け 10 月 24 日開催の理事会にて、定款第 7 条の第③項の二について審議した結果、令和元年 6 月 21 日以降に発生した自然災害によって家屋を被災された会員について、令和 2 年度の会費の減免措置をとることが決議されました。

つきましては、上記に該当される会員で会費減免措置を希望される会員におかれましては、下記の事項を明記し必要書類を添付の上、本会事務局まで申請を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、個人情報、本会のプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づいて取扱います。

減免額につきましては、後日、理事会にて審議の上、申請会員へ直接ご連絡いたします

記

1. 会員氏名
2. 会員番号（不明の場合は不要です）
3. 被災年月日
4. 自然災害名称（たとえば台風 19 号、10 月 25 日の豪雨など）
5. 被災状況（簡潔に）

6. 必要書類：市町村が発行する罹災証明書の写し

- 申請方法：電子メール（件名を「会費減免措置申請」として下さい）または郵送（表に「会費減免措置申請書在中」とお書き下さい）
- 申請先：一般社団法人日本応用地質学会事務局
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 2-3-14 お茶の水桜井ビル 7F
電子メール：office@jseg.or.jp
- 申請締め切り：令和元年 12 月 20 日（金）

以上